

平成27年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成27年6月11日午前9時28分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	9番	沖田公子
10番	榎本敏	11番	木本眞次
12番	吉田盛彦		

欠席議員（1名）

8番 畑山豊

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫

住民生活課長	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
住民生活課 企画員	栗 田 信 孝	住民生活課 企画員	田 上 貴 子
住民生活課 企画員	木 村 陽 子	上下水道課長	植 本 亮
上下水道課 企画員	菅 谷 雄 二	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷 本 芳 朋

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 3 号 平成26年度上富田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 報告第 4 号 平成26年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 6 報告第 5 号 平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 7 報告第 6 号 平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）
- 日程第 8 報告第 7 号 平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）
- 日程第 9 報告第 8 号 平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）
- 日程第10 報告第 9 号 平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）
- 日程第11 報告第10号 平成26年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第11号 平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）
- 日程第13 報告第12号 平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）
- 日程第14 報告第13号 平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）

- 号)
- 日程第 1 5 報告第 1 4 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 6 報告第 1 5 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 報告第 1 6 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 4 2 号 上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条
例を廃止する条例
- 日程第 1 9 議案第 4 3 号 町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 4 4 号 さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条
例
- 日程第 2 1 議案第 4 5 号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 4 6 号 上富田町重度心身障害児 (者) 医療費の支給に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 4 7 号 上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 2 4 議案第 4 8 号 上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 4 9 号 上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する
条例
- 日程第 2 6 議案第 5 0 号 上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 7 議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度上富田町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 9 議案第 5 3 号 物品購入契約の締結について (道の駅くちくまの備品)
- 日程第 3 0 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について (平成 2 7 年度第 1 号高速
道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事)
- 日程第 3 1 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について (平成 2 7 年度第 1 号上水
道事業第 1 浄水場自家発電設備更新工事)

△開 会 午前9時28分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。畑山議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

本日も上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（奥田 誠）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、松井孝恵君。

松井君の質問は、一括方式です。

高齢者と地域を結ぶ仕組みづくりの質問を許可します。

○1番（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

私の本日の質問は、高齢者と地域を結ぶ仕組みづくりについてお尋ねをいたします。

まちは、平成27年3月に高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画を策定されております。これは、10年先を見据えた最初の計画であると位置づけされています。

我が国の高齢化率は年々上昇しており、団塊の世代が75歳に達する平成37年には、約3人に1人が65歳以上という状況が見込まれています。我が上富田町の人口の推移は、平成27年1月末現在1万5,476人、平成37年には1万5,740人と推計されています。人口は微増であるものの、平成37年には65歳以上の方々が約4分の1を占めるという超高齢化社会がやってくるわけです。

この計画ですけれども、平成26年6月に65歳以上の住民を対象にしたアンケートの集計がこの中にされております。これは、配布数が3,405件、それで回収した回答者が2,049件、これは上富田町の高齢者の要望を正確にあらわしているのじゃないかと私は考えております。

ちょっとこの中を見えます。この中にアンケートがありまして、高齢者の社会参加

という項から始まっています。これを見てもみますと、グループや会に参加していますかという質問の項があるのですけれども、この中で、ボランティアとかスポーツとか趣味とか学習とか教養サークルなどが参加されているのですけれども、中でも最も参加しているのが実はこの町内会という仕組みなわけなのです。これが46.2%。老人クラブというのは参加は意外と少なく19.2%。老人会というのは5人に1人ぐらいしか入っていませんというアンケートの結果になっています。

町内会に住んでいる年数とかは加味されていませんので、絶対とは言い切れませんが、なれ親しんだ地域内の活動には参加しやすい、こういうことが言えるのではないのでしょうか。

次に、いろいろ困ったときにどんな方に相談するのだろうというアンケートもとられています。これを見てもみますと、家族とか友人以外の相談先はという質問なのですが、相談相手は今さっき言った町内会の一番出席率が高いので、相談先もそうかといいますと、これは結果8.2%しかないのです。老人会、社協、民生委員とかケアマネとか地域包括とか、この辺が大体5から8%。それからちょっと相談しやすいので、役場へ来たついでなのか役場へ来るのか、これが13.7%になっております。

一番高いのが、これを見ますとお医者さん、看護師の30.4%ということになっているのです。これは多分なのですけれども、かかりつけのお医者さんなんかを考えるのですけれども、私もそうなのですけれども、お医者さんといったら昔からえらいというイメージがあるわけです。相談したりアドバイスしたりすると安心感があるのかとこういうふうを考えるわけなのです。

私は市ノ瀬にある診療所、ここも患者が日によって偏っていますので、お気に入りのお医者さんがいたら相談しやすいということなのかも知れません。お医者さんへ行ったら、薬をもらおうと思ったら毎月お医者さんへ行かないといけないので、そのついでにということもあるのかもわかりません。

次に、高齢者が望む施策、まちに何を望むかと聞いているわけです。これはいろいろ答えがあるのですけれども、健康づくりとか通院の移送サービスとか見守りとか生活支援、それぞれあるのですけれども、これが20%台。断トツで困ったときに気軽に相談できる窓口の設置、これをしてほしいというのが49.5%あるのです。

だからいろんなことをお願いしたいのだけれども、簡単に話を聞いてほしいと、こういうことをこのアンケートは如実にあらわしているのだと思います。

本題にここから入るのですけれども、来る高齢化社会に向けて、地域の包括的なシステムの構築はもちろん公費の支出を抑制するためにも、私は介護の予防という観点が特に重要だと考えております。その中でも地域に根差し活動している町内会、町内会館、

こういったものの活用は大変理にかなっていると考えております。町内会館でしたら歩いていけます。住んでいる近所の方々が来たり、維持費や経費を例えば町内会に持ってもらったり、ボランティアを募りやすいとか、老人会に入っていなくても参加できるなど、利用者のニーズを聞いて地域に合った活動が可能と考えます。

まず、1つ目のお尋ねですけれども、こういった町内会館を使った介護の一環とする取り組みがまず今あるのかどうか。

あるならば、それはどういったものか。

ない場合に、そういう取り組みが出てきた場合、町として町内会との橋渡しができるかということですが、これについてお答えをいただきたいと思います。

2つ目に参ります。

先ほど言いましたこのアンケートにもありましたけれども、困ったときに気軽に相談できる窓口の設置がやっぱり必要だと考えます。もし開設するのであれば、今までのように役場まで来てもらうとか、地域包括まで来てとか言ったら、なかなか来れない人も多いと思うのです。

例えばですけれども、市ノ瀬なんかを例にとりますと、診療所なんかを利用してもいいと思うのです。ああいうところに相談する方がいたらどうでしょうかということなのです。待合室にいて話し相手になるというようなことでもよろしいでしょうし、お医者さんもいる、社協も近くにある、また文化交流館なんかでも構わないのですけれども、とにかくお金をかけずにそういう施設で民生委員と限りませんが相談を受けたり、役場の職員がたまに来てとか、これは住民生活課とは限りませんが、そういった余り大げさにせずにサロンのような場でもいいのですけれども、話し相手になったりしながら住民の声を拾う。窓口といたしても話し相手、聞いて行政に届けるとかそういう程度で私はいいと思うのです。来てもらうのではなくてこちらから出向きますという発想が必要かと考えます。

お尋ねの2番目ですけれども、そういった地域住民に安易に来てもらえる窓口相談を開設する検討してみるお考えはありませんでしょうか。

以上2件、答弁を求めます。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

1番、松井議員の一般質問にお答えします。

松井議員は、高齢者と地域を結ぶ仕組み、相談等を含みますけれども、大きく分けて

2項目の質問を一括質問方式になっております。

まず、私から、上富田町の社会福祉協議会の取り組みを紹介させていただきたいと思っております。

一般的なことにつきましては、担当より答弁させます。

平成26年度より社会福祉協議会が取り組んでいる事業を紹介しますと、介護保険を使わないための水際作戦を重要視しております。その中で、各地区の町内会館を利用してカフェサロン事業を行っておりますので、このカフェサロンについてちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する取り組みでございまして、社会福祉協議会としましては、町内の小さな区域を単位、これは町内会単位になるのですけれど、高齢者が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集える場所、カフェサロンという名称ですけれども、しております。このカフェサロンの中で、今言われるようなことについては、日常の会話とか談話をしていただけるような格好になっております。

これは現在のところ8つの町内会でそういうサロンをしておりますし、例えば岩崎地区でありましたら野田カフェ、これには平均して17名の方が参加してくれてあるような状況です。これは第3金曜日の昼からしやるらしいです。ここのカフェの特徴としましては、自分らで自立するということで、さほどボランティアがいなくても自分らでするまで心が進んできているというような状況です。

次に、南紀の台におきましては、笑食亭ということで食事を500円ほどかかりまけれども、お金を出していただいて食事を食べていただくということをしております。これは第2木曜日の11時30分から13時30分で、約50名の方が来ていただける。ひとりの方でもこの日は食べに行くことができるということでございます。

このほかに、きらくカフェ、これは立平町内会館を使っております。祇園クラブにつきましては田熊の会館。おかいさんの日、これは下鮎川の児童館で第1金曜日の11時からしております。このときは檜木議員の指導もありまして、卓球バレーなんかもするような格好です。こういうような格好で、ほかの方、地域の方も体の不自由な方でございますけれども、3名ほど参加してあるというようなこういう報告を受けております。

それ以外に、これは下鮎川の上地地区なのですけれど、上地地区でも行っておりますし、大谷の水穂集会所でも行っておりますし、朝来の上村地区でも行ってあるということで、8カ所現在のところ同趣旨の仕事はしてあるんです。

ただこれを今のところ言いましたら、社会福祉協議会としましてもやはり拡張して、

例えば根皆田の町内会を使うとかトビノの町内会を使うというような格好をしたいという希望で、あくまでも気楽に寄ってきていただいて、気楽にするということで、100円だけお金を徴収してあるということです。

端的に言いましたら、質問の趣旨に応じるようなことでありましたら、このカフェ事業を拡大して町内へ拡大するとか事業の日数を拡大するということが、私にとってうれしいことをごさいますして、町民の健康になるので、できたらこのカフェ事業についてご協力を1点はお願いしたい。

そうしたところであつらいのは、こういうところへ来れない方が多いのが実情でございます。そのことにつきましては、熊野高校にサポーターズクラブというのがございます。ここの先生がサポーターズクラブでございましたら、皆さんご存じのように町のイベントへ来てあるのですけれども、日ごろからこういう福祉に対してのボランティア活動を高校生に勧めていただいております。

現在の生徒数は五十数名あるらしいのです。大きく分けて、朝来の学童保育所へ10人、岩田の学童保育所へ10人、残りの30名をハートフルチェックということで、先ほど言ったような会に来られないような方に対して訪問してするということをしております。ただこれは難しいのです。前も話あったのです。相談したのですけれども、お家の中へ上がることによってお家の状況、個人情報ができる。何か事故があったときに、そこに行った人にも迷惑をかけるということがあるので、いまのところ初めてなので玄関先でお父さん、お母さんに来ていただいて話しかけるという仕事をしております。このことについては、先ほど言いましたカフェサロンとか老人クラブとか、いろんな機会での人のところへ訪ねていったらどうかということの情報をいただいて、訪ねているような格好なのです。

このことにつきましては、昨日も行っておりますけれど、6月9日に行っておりますけれど、16名の方が班を分けて高齢者のお宅へ訪問しております。先ほどのようなことはありますけれど、玄関先で迎えてくれてよく来てくれたと大変喜んでくれるらしいです。こういう事業についても我々今後させていただきたいと思うのですけれど、今のところは週1回、月3回程度なのです。16名の方なので、これがふえてきたら毎回その方のところへ行けるか行けないかわからないということが出てきますけれど、趣旨としましては、健常でそういう大きい集会所へ出てこれる人と、そうではなしに出てこれない人を分けて、そういう対策をしているということのご理解をいただきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたい。

それを拡張するために、先ほどのアンケートではなしに別のアンケートをとったらしいのです。何が一番答えが多いかといったら、野菜をつくって日ごろから楽しみを持ち

たいというようなことのアンケートが多かったらしいです。言われたのは、町でできたらそういう家庭菜園的なものをできる場所へして、送迎できるような格好でしたら老人の方が喜ばれるのと違うかというようなことがございます。ただこれは、すぐというのは難しいと思うのですが、施設にしましてもやはりそれなりの費用も要ってくるし、そういうボランティアが寄るか寄らないか。

結論的に言いましたら、1番、松井議員のご質問は、やはり行政としても大きな課題がありますので、今後とも前向きに取り組むとともに、議員の皆さんもこういうサロンに積極的に参加していただけるようお願いしたいと思います。

もう1点、相談業務は多種多様あります。これは県の段階でありましたら弁護士の相談業務もあるし、町とか社会福祉もしているのです。ただつらいのは、質問の趣旨より違って、日ごろの苦情といったら言葉に語弊が出てきますけれど、苦情を言いたいとか、いろんなことのあることの相談に乗っていただきたいということで、若干役場の業務に離れてくるようなことがあると思うのです。

そういうことにつきましては、先ほどのお話のような格好の事業の中で、相談とか雑談をしていただけるようお願いしたいと思います。結論的に言いましたら、高齢者の方に対しても介護保険を使わないような形の生きがいの対策を検討していただけるようにしたいと思います。

地方創生については、物をつくるだけではなく、例えば住民生活課と教育委員会で生涯学習に対応できるような健康対策を、生涯学習と連携してするように指示しているところでございますけれど、これは何分にも一番難しいのは、役場の職員だけでできないと思うのです。率先して議員の皆さんがこういうボランティアへ含んでいただけるようお願いしたいと思います。

そういうことをきのうちょっときょうの答弁書をつくる関係上、社会福祉協議会と打ち合わせたのですが、弁当の配布もしているということで、これはもう我々自身しております。私自身も食べたことがある。できたらきょうのお昼ご飯に弁当を食べていただいて、こういうお弁当も高齢者の方に配布していますということで用意させていただいておりますので、できましたら役場内で食べるか、お家へ持って帰っていただいて食べるかして、できたらそういう高齢者対策の取り組みについてもご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

一般的なことについては、担当より答弁させます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

1 番、松井議員のご質問にお答えします。町長の答弁と重複しますが、よろしく願います。

町内会館を利用し地域の方が中心となり開催されているサロン等については、地域支援事業では通いの場と言われてございます。この通いの場には、先ほど町長の 8 カ所を含めまして、シニアエクササイズ事業というのを 2 カ所やっておりますので、10 カ所予定されてございます。

それぞれの内容としましては、会食中心が 4 カ所、茶話会中心が 3 カ所、運動中心が 4 カ所となっております。

徒歩圏内で運動や食事、会話を楽しむことができる通いの場をつくることは、歩いて通える気軽さから、閉じこもりもりがちの方も通いの場に出やすく、高齢者の生きがい、健康づくり、介護予防につながります。

また、通いの場を行っていない地域に向けては、運営の担い手となる人的資源の確保が重要であることにより、担い手となる方々を募っていけるよう現在開催している通いの場に関する情報や、介護予防に関する情報等について、各町内会を通して地域住民の方々に周知していく必要性を伝えていくなどの取り組みをしていくことが、今後必要になると考えてございます。

続いて、2 番目の困ったときの窓口相談の開設についてお答えさせていただきます。

介護保険第 6 期計画の日常生活権益ニーズ調査で、相談体制の強化が重要な課題と上がってきてございます。地域に出向いての相談窓口の開設ということですが、相談しやすい場所ということで、現在地域で開催を進めている高齢者の通いの場を利用した場所で実施するなどの方法の検討、またどのような相談を受けるか内容の検討、誰が行っていくか人員の検討など、今後関係部署にて検討を行っていく必要があると考えております。

また、高齢者の相談窓口は地域包括支援センターが担っていますが、今後、より一層相談窓口としての認知度を高め、いつでも足を運んでいただける気軽い相談ができる窓口としての取り組みを行っていく必要があると考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

今お話ありましたように、地域に合った無理のない施策というのがやっぱり必要だと考えるのです。やっぱりいろいろ今取り組みも始まって、そういうふうな社協なんかで

もやられているので、これをできましたら拡大していただくような方法をお願いします。

こういうことは、世代によってニーズというのはどんどん変わると思うのです。今回こういう計画は、65歳以上の方々にアンケートをとって10年後というと75歳になるわけなのです。だから、本来的に言えばそれを利用する私たちの時代、今度は50歳代とか、そういう方にもやっぱり聞いておく必要もあるのだと考えています。

苦情を聞くというのも、私は一つチャンスかと思うのです。苦情が来るとそれに答えるのにきゅうきゅうしているのはしんどいけれども、言ってきたときはチャンスがあると私などは考えるのです。

ですから、そういう逆転の発想でチャンスに変えてぜひ生かさせていただきたいですし、いろいろ問題はあるのですけれど、難しい問題ですけれども、私はこの上富田町だったらできると思うのです。よその町に負けない、よその市町村に負けないような取り組みをぜひまた私も取り組みますし、皆さんにもお願いしたいとこう考えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

最近、出張が多いということで怒られておりますけれど、平成22年に北欧の福祉政策を視察に行ってきました。北欧、ノルウェーもスウェーデンも一緒ですけれど、非常に福祉が進んであるのです。みずから福祉に参加するということで、例えば75歳前、前期高齢者と後期高齢者を受けて、前期高齢者の方が後期高齢者の人のいろんな世話をしようというのが、自主的に地域としてでき上がってあるような状況でございます。日本のような考えではなしに、みずからが福祉に対してどうするかということなしでありましたら、今の日本の福祉政策は最終的には財源不足で潰れるような格好になってくると思います。

私がいつも言いやるのは、国民健康保険制度も介護保険制度もすばらしい制度です。この制度を継続できるように、地域の方々がみずから進んで福祉に関心を持って、みずからのことでありますのでできたらボランティアに参加していただく。また高齢の方も、言葉は悪いのですけれどいこじにならんと、こういう場へ明るい表情で出てきていただけるような格好でご協力をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

先ほど松井君の質問で、今後の検討として苦情を聞くのもチャンスではないかという

質問があるのですが、それについてちょっと答弁を願えますか。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

役場で一番困っていることをちょっとお話しさせていただきます。

役場で困ってあるというのは、高齢の方で昼の時間と夜の時間が反対になっている方、夜に相手の方は昼です。電話がかかってくるのです。何か人と話したいのです。

そういうことで、我々がわからんようなことがあります。要するに苦情的なものとか相談的なものもあります。身近な相談としては、そういうところへ来ていただいたらいいのですけれど、先ほどちょっと話ありますように、相手のほうへ出向くとかそういう場所へ行くというのが苦手な老人もあるのが実情なのです。

我々としてはできる限りのことをしますが、やはりそういう難しさもあるということのご理解をいただきたい。

それを解決するには、先ほど言いましたようにそういう人であっても、サロン教室へ来るとか、大勢の人の前へ来て日ごろの思いを語っていただけることが一番いいと思うのです。できる限りそういう場へそういう人であっても来ていただけるようにしたら、何らかの明るい生活ができると思うので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

これで、1番、松井孝恵君の質問を終わります。

10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

5番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は、一問一答方式です。

まず、地域で安心して住み続けられるための交通権についての質問を許可します。

○5番（九鬼裕見子）

おはようございます。通告に従って発言させていただきます。よろしくお願ひします。

1番の地域で安心して住み続けられるための交通権についてです。

移動手段を持たない高齢者の交通手段について、今後どのような施策を考えていますかということですが、まず初めに、先日いただいた高齢者福祉計画障害福祉の冊子の中にも書かれているように、誰もが生きがいを持ち住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせることを私も願っています。しかし、身近にあった商店がなくなり、高齢者にとって住んでいる地域で日常生活を送ることが困難になってきています。マイカーを持たない高台に住む方にとっては、高齢とともに移動手段がさらに困難になってきています。

そんな中、赤バス、コミュニティバスなどをどの程度利用されているかということで、私も乗ってみました。運転手の話も聞いてみたかったので、その日はちょうど3コース乗ってみました。車体が低くて誰もが利用しやすいバスでした。また、上富田町の運行バスとして、バス停に限らず臨機応変に対応しているとのことでした。

その日は、2コースでは一般の方が私を含めて4名と学生が1名、支援学校の生徒が引率者の先生とで8名、図書館に行くため利用していました。あとの1コースは、運転手も話されていたのですが、なかなかお客さんがいないということでした。夏休みとかは、子どもたちが無料パスでBig Uに行くためよく利用していると運転手は話されていました。

そういう意味からも、もっと皆さんが気軽に利用すれば便利かと思うのですが、バス停が遠く高台に住んでいる高齢の方にとっては、なかなか利用しにくいのが現状ではないかと思います。

そこで、今後ふえ続ける移動手段を持たない高齢者の交通手段について、今後どのように考えておられるか、町としても現状でよいとは考えておられないと思いますので、その点についてお答え願います。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、5番、九鬼議員から大きく3項目の一问一答方式で質問されています。1番と2番については財政も伴う問題でございます。3番目は事務的な問題でございますので、ちょっと1番と2番について財政を伴うので、私の政治的な手法を説明させていただきます。

私は、職員に常々、行政というのは天がありません。ここまで来たらやっぱり次へ行く。ところがそれに伴って財政の問題が発生するということを常々言うております。職員には前向きに取り組めということをお願いしておりますけれど、やはりできたくても財政

的にできない問題があるということをご了解いただきたい。

この問題についても、昨年の6月第2回定例会でお話しされてあると思うのです。極端な例を言いましたら、コミバスも批判を受けるのは事実なのです。要するに昼間は空気を運びやる。町長あれは無駄と違うか。もうやめよとこういう意見もあるのです。

一方、朝は通学バスとして南紀の台の子供を2台だけで足りないので、明光バスから応援来て青バスというような格好で3台で運営してあるのです。喜ばれています。このこと自身も批判を受けております。しいて言えば、下鮎川とか野田とか生馬の子供は、そういう機会を設けられないので、できたら同じような扱いをしてほしい。これも財政的には無理です。

極端に言ったら、コミバスそのものについてもいろんな批判があるし、九鬼議員が質問されたようなことにつきましては、対応するについてはコミバスでは無理です。極端な例を言いましたら、上富田町は先日の中島企画員から報告していただきましたように、ほかの地域に比べてバス停の数が多いというこういうよい点を示していただいたし、運転手そのものにも国道42号線と311号線は別ですけど、交通量の少ないところは気軽にとまって乗降させてほしいというこういう依頼したら、それに応じてしていただいていると思うのです。

そういう中で、先ほどの話になりますけれど、今の言われるようなところにおいては、今のコミバスはすることができません。できるとしたらマイクロバス、小さなマイクロバスかタクシーを必要とします。極端に言ったら限度があります。最終的に質問の要旨にありますけれど、交通権を主張されるとするのなら、これは完全に財政的に無理という答弁をさせていただかなければならないと思っております。

要するにそういうものについては、やはり限度があるということのご理解をいただけるようにお願いします。

以上です。

担当より補足的に答弁させます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。町長の答弁と重複することになるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

上富田町におきましては、公共交通機関として鉄道やバス事業者が運行しており、それとともに福祉対策の一環としてコミュニティバスを運行しているところでございますが、民間路線のバスについては、利用者数の低迷などにより一部路線の廃止や統合が行

われております。

コミュニティバスについては、平成26年度実績では4万1,595人の方が通学、通院、買い物などにご利用いただいておりますが、昼間はほぼ空の状態で走っているのが実態でございます。こういう実態であっても今後ともこれについては、多少の負担があっても更新させていきたいという気持ちはありますので、その点についてご理解をいただきたいと思っております。

そういう中で、現在、明光バスに運行を委託しており2台で町内を循環運行しておりますが、市ノ瀬南岸地区や岩田地区、岡地区など幹線道路から離れコミュニティバスが運行していない集落が多数ございます。これらの地区の道路状況を鑑みると、現在の規格のコミュニティバスでは通行することが困難で、代替的な小型タクシーなどを確保し運行させることにつきましても、コミュニティバスと同時に運行させることになり、上富田町の現在の財政状況におきましても、車両購入費や人件費、ランニングコスト等を考えると、行政において移動手段をさらに確保することは甚だ難しいと考えております。

コミュニティバスの運行経緯については、特別交付税措置があるとはいえかなりの額を町が持ち出していることのご理解をよろしくお願いいたします。

したがって、この2台でいかに効率よく町内を循環し、町民の希望に応えるか、ないものに対して新規に設備投資をすることもありますが、現在ある資源を用いよりよい方策を探っていく、その点を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

昨年と同じような感じの答弁なのですが、空気を運んでいるという言葉ももう何回も聞くのですが、空気を運んでいけばやはり改善策を考えんといかんのと違うかというふうに思うのです。

昨年5月のときに、まちづくり課の担当の方と懇談させていただいたとき、コミュニティバスの検討委員会があり必要に応じて招集すると聞いています。もともとこのコミュニティバスを導入したときのことですが、導入目的ですが、ここに高齢者や身体障害者と交通弱者の方々への交通手段並びに住民の通学、通院、買い物等の生活手段としての利用を図るとなっています。その目的でコミュニティバスが導入されたと思うのですが、先ほどからコミュニティバスは路線、入れない場所もあると、それは重々わかっての質問です。ですから、高齢者にとって今後松井議員も言われていたように、どんどん高齢の方で運転免許も返上せざるを得ない状況になっていくのは目に見えているのです。

そんな中で、バス停に遠い方とか高台に住む方の交通手段。もちろん免許を取り上げられたとしても沿線に近い方は大きいバスも利用できると思うのですが、そういう観点で今後、空気を運ぶということではなくて、本当にせつかく財源を使うのであれば今後の検討課題にはならないかということと、多額の費用がかかると言われていますが、この特別交付税というのが地方へ国からの制度でおりにきていていると思うのです。丸々全額町が負担しているとは考えられないので、これは運行経費に0.8を乗じた額が特別交付税としておりてくると思うのです。

そういう点も含めて、今後の検討課題、きょうあすにすぐコミバスから小型車両にということにはならないと思うのですが、今後検討委員会で議論をしていただけないものかということで、ちょっとそういうことをお答え願います。

○町長（小出隆道）

先ほど地方交付税のお話があったですけど、上富田町は地方交付税とか特別交付税、国から示された数字で必ず来たと言い切れないのです。来てある率は大体40%か50%ぐらい。ほかの市町村がこの率が高いのです。なぜ上富田町が少ないかと言いましたら、やはり上富田町が努力して企業誘致をするとか、そういう法人税収入とか固定資産税の税収があるということで、少ないという認識を持っていただかなければ、これがこう見てある、ああ見てあるということはないということのご認識をいただきたい。

それともう一つは、田辺市の場合でも白浜町の場合でもすさみ町の場合でも、過疎地域であるということで優遇措置がある。上富田町はないということです。私自身は県や国について、周辺が過疎地域であるなら同じ扱いをしてほしいという要望をしてあるということを理解した上で、質問していただけるように今後お願いしたい。

その中で言いますけれど、コミバス以外に今の路線以外に行けるところについては検討しております。一例ですけど、市ノ瀬の小山地区にトイレをつくったのです。できたらこのほうへお願いしたのは、バスが行って回転できるような面積を確保してほしいということを言いました。ところが用地を譲ってくれなかったという経緯があるので。

そういう形の中で、やはり地元もコミバスをふやすとしたら、どこでどういう回転をできるというような協力なしに、全て役場へ役場へというような格好のものは、我々としても対応しにくいということのご理解をお願いしたい。

6月に質問してこの1年間の中で、もし九鬼議員が全町を回られるのなら、ここだったらコミバスが来れるというところを示していただいたら、検討委員会では検討します。今の中では、コミバス以外に方法はないというようなことをしてあるし、コミバスは昼間空気を運びやるので、やめよと言いたい人も出てくるのです。出てきたのです。やめ

ることによって、たとえひとりでも利用できる人があったら、やはりその時間帯というのはさほど燃費も要らないのです。

できたら今のような格好にするということのご理解をいただけるようお願いしたい。できましたら、一人一人の家まで小さな車で行くということの無理であるということのご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

財源のことになるのですが、その交付税が上富田町はいつも少ないと言われているのですが、それはやっぱり交付税自身の仕組みから言えば、上富田町はそれだけの過疎でもないし財源力があるということになると思うのです。財政指数もそんなに全国的なものを見ても悪くないと思うのです。平成の合併をしなかった全国の市町村で、それは小さな村があちこちにあると思うのですが、それは町長もご存じだと思うのですが、そういったまちで本当に福祉充実のために頑張っておられる自治体もいっぱいあるのです。

もちろん町長はいつも過疎対策の費用はもらっていないと言われるので調べたところ、過疎対策をもらっていないところでも、やっぱり皆さんが元気でおることが、先ほど松井議員も言われていたように、別に私は介護保険。

先ほども医療費の抑制というふうに言われていたのですが、これを別に医療費抑制を私は推進しろという立場ではなくて、本当に皆が地域で元気で住みなれたまちで生き続けたいというのはみんなの願いだと思うのです。そういうことをきちっと行政として受けとめていく。もちろん今後、いろんな形で地域でもしっかりとみんなが考えていけない課題というものはあるのですが、でも行政でしかできないことというのはいっぱいあると思うのです。

そういう観点で、小型車両で自宅までは行けないと言われてはいますが、もちろん一軒一軒行けなかったとしても、ここで買い物に行きたい人にしようかということも対応できると思うのです。

この件については、次の福祉と交通政策として考えられないのかということで、ちょっと関連しているので、そちらのほうに移らせていただきます。

1番は私はもうこれでいいです。どうぞ答弁してください。

○町長（小出隆道）

質問の趣旨と違って別の財政の問題の質問があったから、この際財政的に言います。

平成27年度の当初予算のときに、共産党の議員だけは反対されたのです。ほかの議員は賛成した。このことは町民の皆さんも平成27年度の予算については、やはり了解

していただいた。

そういう中で、財政のことをこのまちがこういうふうになっている、あのまちがこういうふうになっているとするならば、具体的にどの部分の予算で無駄なことがあるのか示して、一般質問していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次に移ります。

まちづくりや福祉としての交通政策を考えられないかということで、今高齢化が進む中で、全国的に移動手段の問題は大きな問題となっています。3月議会でも質問しましたが、8割の方が介護保険を利用せず皆さん元気で頑張っておられます。今介護保険を利用されている方も利用されていない方も、戦前戦後大変な苦労をされた方々です。私の知り合いに、単車に乗れるときは自宅を改装して食品加工の許可をとりアピアなどに开店していましたが、今は単車に乗れず誰かにお願いしなければならずほとんどやめてしまったということです。

身近に利用できる交通があれば、高齢の方が生きがいとしていろいろな取り組みもでき、生き生きと地域で暮らし続けられると思います。高齢の方が生きがいを持って暮らすことから考えて、移動手段として交通の確保と福祉を総合的に考えられないものかどうか、お答えください。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

交通網の関係でご質問するのか、福祉の観点で質問するのかちょっと絞っていただきたい。質問の趣旨からでは、福祉の関係で質問されたと思うのです。

一例言いますけれど、例えば人工透析する方が極端に言ったらこの病院に行きたいと言ったら、その病院から迎えに来るといようなシステムが現在されております。極端に言ったら、介護保険もデイサービスで迎えに行くといようなことをしている。極端な例で言いましたら、高齢者福祉ではないのですけれど学童保育もそれぞれ上富田町はお迎えに行き、迎えに来るときだけは父兄にしてほしいということで、その事業、その事業に対応する方法というのを検討しているのが実態なのです。

言われるような格好で、例えば南紀の台と丹田台が一番困ってある問題なのです。これは極端に言ったら買い物難民。南紀の台も丹田台も大きな集落でありながら、極端に

言ったら営業が成り立たんために商店が閉鎖したという事例があるのです。こういう格好のものについても、できたら極端な例を言いましたら、そこで事業を起こしてくれるような人がないかというのを検討しますけれど、やはり上富田町の一番難しいところは、そういう中途半端な地域に町の行政があるということのご理解をいただきたい。

そこをとするとするならば、やはり極端な例を言いましたら、町が特定の人に補助金も出してするというようなことが、福祉の観点から必要になってきます。交通網の整備をしろと言ったら、そこまで十分な対応ができないということをご理解できるようにお願いします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

行政が交通は交通、福祉は福祉というあれでなくて、今後やっぱり交付税も削減されてくる中で、やっぱり連携して取り組んでいくということが私は大事だと思うのです。全国的に見てもそれだけでは、交通権だけを皆さんに保障するというのは難しいので、地域へやはりいろいろな方にも参加してもらって、福祉ということもあわせて取り組んでそれを維持できている、全国的にそういうところもあるので、私はそういうことはできないものかと。交通政策で交通のあれだけじゃ、こっちは福祉とそういう形で今後、高齢化に対して乗り切れないと私は思うのですが、そういう意味では今後検討していただきたい。

例えば交通権のところでは福祉との総合というのは、社会福祉協議会に対して送迎のときはマイクロを使っているけれど、その後はそこにとまったまま置いているのです。そういうのを活用していくとか、いろんな形での取り組みがあると思うのですが、そういう交通は交通、福祉は福祉というような切り離した考え方ではなくて、今本当に今後町長も昔から、福祉を重視して政策をやられてきたと思うのです。そういう意味では、充実してきているのだから、今後もやっぱり福祉を大事に考えていただくということで、そういう社協との連携も考えていけるのではないかというふうに思うのですが、どうですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ほかの地域も調べました。これは極端に言ったらマイクロバスがあってそういうことをしやるところがあるのは事実です。上富田町もそれをとするとするならば、現在の財政

状況でありましたら、コミュニティバスを廃止してそういうシステムに変えるか変えんかということは、検討委員会へ九鬼議員から質問があったということで、次の検討委員会は言います。

そういうことで、コミュニティバスも廃止するというをご理解いただけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

私は、町長もああいう冊子の中にも書かれているように、人々がいつまでも住み続けられる、住み続けたい、そういう地域にしてこそ小出町政がすごく愛されると思うのですが、そういう意味からも公共交通が果たす役割は大きいと考えます。

今後高齢化が進展する中で、それは避けて通れない課題であると思います。交通権は、昨年6月議会でも言いましたが、国民の移動する権利、これが一番の生存権というかその保障になると思うのですが、13条の幸福追求権、実現してやはり権利として位置づけられています。交通権が移動手段がなかったら基本的人権も保障されない、そういうことで今どこの自治体も住民の足の確保のために知恵を出し合い、公共交通整備を進めているところもあるのです。

例えば岐阜市なのですが、市民交通会議をこちらにもそういう交通の検討委員会がありますが、交通会議を立ち上げて、住民参加を行政だけじゃなくて住民の方の意見もいろいろ取り入れて力になってもらうということで、交通政策づくりで各地域で自治会単位まで入って、どんなまちづくりをするのかと話し合いが続けられて、住民みずからが行動を起こそうと地域づくりが話し合われる交通政策を実現されています。

また、三重県玉城町では、高齢者の安否確認、福祉と交通問題を解決して、ここでは元気バス、ちょっと社協のようなバスなのですが、それを導入したことで後期高齢者の医療費が減少したということです。

今上富田町で行われている町政報告だけでは、なかなか参加も少なく解決できるものではありませんが、町内会単位で粘り強く住民の声を聞き、どうしたら最後まで地域で安心して住み続けられるか、住民みずからも考えていく機会を持てることが大事であると思います。

今後、住民と行政が地域づくりを一緒に考えていける取り組みが実現できるよう発言して、この質問については終わります。

○議長（奥田 誠）

それでは、地域で安心して住み続けられる交通権についての質問を終了し、次に、子供の医療費助成制度の拡大についての質問を許可します。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次に、子供の医療費助成制度の拡大についてです。

子育て世代の現状についてどのように捉えられていますかということで、子供の医療費の無料化拡大をしてほしいと4,500人余りの署名を3月議会に提出しましたが、否決されました。皆さんそれぞれの意見があったのですが、今子育てをしている世代の生活状況はどのように捉えられていますか、担当課の方にお答えいただけますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼議員の質問にお答えします。

まず、子育て世代について、国、県、町が行っている施策についてお答えをさせていただきます。

まず、医療費制度についてですがご存じのことですが、乳幼児医療費制度は就学前の子供を対象に無料化を実施しております。

年齢の引き上げにつきましては、今までの答弁をさせていただいたとおりでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

ほかに、ひとり親家庭医療制度があります。この制度は、母子家庭や父子家庭の親と子に適用されるもので、子供については高校卒業までを対象になっております。

手当を支給する制度については、児童手当制度と児童扶養手当制度があります。

児童手当制度は、1カ月あたり3歳未満の子供には一律1万5,000円、3歳以上小学校終了までの子供には1万円、ただし第3子以降は1万5,000円です。中学生は一律1万円です。

児童扶養手当制度は、母子家庭、父子家庭の方に支給される制度で、1カ月あたり1人目の子供には4万2,000円、2人目は5,000円の加算、第3人目以降は1人につき3,000円の加算があります。

児童手当と児童扶養手当の併給もできます。

ほかに、障害児の方を扶養している保護者の方に対しましては、特別児童扶養手当制度もあります。これにつきましては、障害の程度により支給されます。

国保の事業では、子育て世代も含め低所得者層の方につきましては、保険料の減免を行っています。また、高校生以下の子供については、資格証明書の発行は行っていません。

るので、普通に医療機関でかかることができます。

保育料につきましては、3人目の3歳未満の子供については保育料を無料にしてございます。また、所得により第1階層から第8階層まで分かれており、低所得者層の方にも十分配慮をしております。

以上のように、子育て世代の現状を踏まえ医療費の無料制度、手当の支給制度、また低所得者層の方にも配慮した取り組みを行っているところでございます。

なお、乳幼児医療の年齢の引き上げについては、今後も県に要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

上富田町は、住みやすいまちとして先月も人口増になっていたと思うのですが、人口がふえ町内のあちこちで子供の声が聞け、町に元気を与えてくれていると思います。しかし、いただいた資料から見ても、例えばこれは住民生活課でいただいた資料ですが、国民健康保険加入者の子育て世代は、所得が300万円以下の世帯に集中しています。

今子育て世代は、賃金が上がらない中で家のローンの負担も重くそんな中での子育てです。子供の体調が悪くなれば仕事を休まなければならない、その上医療費がかさみます。子育て世代にとって医療費助成制度は切実な願いです。

奈良県の歯科医師は、歯科医師の立場から歯が生えかわる6歳から中学校卒業までの受診が、歯の形成にとってとても大切だと話されていて、医療費の助成制度の必要性を訴えられています。

以前に教育委員会からいただいた26年度の歯科検診の結果で、歯科に対する親の認識も大いにあると思いますが、小学校での受診に対して治療のしていないのが32.7%、中学校で約44.7%が治療していません。8020運動というのが保健センターなどでされていますが、80歳まで20本の歯を持つということでの運動なのですが、歯が健康のバロメーターとなれば、やはり小さいときから歯の大切さを伝えていくことが大切だと考えます。

そういう意味からも、医療費の助成制度は必要ではないかと私は考えますが、上富田町として今後医療費助成制度が必要と考えているのかどうか、県への要望はされているのは昨年も聞いて知っておりますが、もちろん県への要望はしていただきたいのですが、町としてそういうことを何とか取り組んでいきたいという考えはないのかだけお答えください。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

お答えいたします。

町の医療費助成制度につきましては、今まで同様のことでやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そして、議員が持つておられますその所得の関係の資料なのですが、税務課職員ではありませんので詳しくわかりませんが、例えば所得100万円といいますが、親と子、子供2人の標準的な家庭と考えた場合、大体収入にすると300万円ぐらいあると伺っておりますので、その点よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

先ほども言ったように、町として今のままの制度でということ、現状維持ということだと思うのですが、せっかく上富田町に若い方が、土地が安いということもあるということなのですが、ふえ続けてあちこちの地域では本当に若い世代が入ってきてくれていると思うのですが、そういう方々に対して、きょうあすということにはならないと思うのですが、医療費助成が必要と考えているのか、考えていないのかということについて、町長。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

決して質問の内容を否定しやるのと違うのです。前の委員会もそのことの重要性は認識してあるけれど、今の段階では財政的に無理。

極端な例を言ったら、決して質問内容を否定も何もしない。議会もそうだし我々もしたいという努力しているけれども、財政的に無理だということだけでああいう結論になったという判断をいただきたい。

今後とも今の考えがということは、そうではなしに、これは極端な例を言いましたら、上富田町の事情があって財政的な事情があってできないので、やはり健康に対するものは国の施策としてとか県の施策としていただかなければ、幾ら努力しても過疎地域のやつは優遇措置をされる。上富田町はできないだったら、そういう行政の格差が出てくるということは常々言っております。

我々としては、言われる質問は理解しておりますけれど、それは財政の観点からでき

ないという判断をしていただきたい。

もう一つ言いますけれど、上富田町は所得が低い層が多いのです。このことは本議会で言いたくなかった。その中でそういう質問をされるけれど、反対の立場から言いましたら、私の立場から言ったら、所得の少ない層の中で国民健康保険も保育所の行政もしやるといふことの理解をしていただかないと、余裕のある要するに使用料とか保険料を払っていただければ十分できる。要するに低所得者が多い中で、こういう運営をしてあるといふことの把握していなかったら、無理だといふことの判断をしていただけるようにお願いしたい。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今の町長に反論するといふ意味ではないのですが、今現状はやはり若い人が幾ら働いても賃金が上がらないといふことで、どうしても収入が減ってきているといふことになると思ふのです。

次に、私はいきます。

どの子も健やかに育つ環境づくりとしての行政の考え方、また少子化対策としてまちの望む3人の子供を育てるための環境整備をどのように考えているか、答弁をお願いします。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

私は第4次総合計画をつくるときに、みんなが学んで花開く口熊野かみとんだ、教育が一番大事かなと認識しております。

そういうことで、今後とも教育に力を入れたい。それも極端に言ったら、自分でどういふ形の勉強をするかとか、家庭の中でどういふふうにするかといふことをまず考えていただきたいといふことをお願いします。学校へ行ってもいろんなところへ行っております。自分で予習なり復習をする、テレビの時間とかゲームの時間を短くして自分で勉強するといふ意思がなかったらあかん。要するに自分で好き気ままなことをして、こういう形の人間形成はできないといふことでお願いしています。

できたら、九鬼議員のお宅であろうと皆さんのお宅であろうと、テレビとかゲームの時間を割いて自分でみずからの生涯学習に取り組んでいただきたい。そういう環境をもとに、上富田町はこれはこのハード的にはなりますけれど、耐震化して極端な例で言い

ましたら環境をよくしてある、図書館も充実してある。

特に今問題が出てきやるのは、支援を要する子供を上富田町は引き受けることが多いのです。先日も教育委員会から、こういう事例がある。それは親御さんとか子供がよいとして判断するならば、それは仕方がないから支援員を町単独で雇いますと言いますけれど、そういうものに力を入れていきます。

それともう一つお願いしたいのは、やはりこれからの子供については、みずから考える力をつけさせるということが必要です。余りにもパソコンとか余りにもゲームをするのではなしに、みずから本を読むということに力を入れていきたい。

そういうことで、今後とも子供の施策についても、できたら地域の方々が協力していただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

私も本当に子供たちがみずから考えて育つということが、一番大事であるとは考えています。しかし、家庭の教育力が低下している中で、どう今後そこに光を当てるかということもあると思うのです。

このことについては、もうこれぐらいにします。

今全国的に子供の医療費助成制度の願いが強く、自治体で実施に踏み切っています。2013年には全市区町村のうち57%に当たる988自治体が中学校卒業までの助成を実施しています。その後も実施がふえています。

地域経済の現状や課題に関する内閣府の報告書、地域の経済2014の中に、これは2015年1月27日に発表されたものですが、子育て支援の拡充策が地方の人口をふやす重要な要因になっていることがわかった、そして人口が増加した145市町村では、定住を目的とした住宅建設費の一部補助や、子供の医療費助成制度、保育体制の拡大などの対策がとられた。また、地方の市町村において人口が増加したのは、良好で安定的な雇用環境のもと、環境整備や子育て支援等の取り組みが進められていることで、人口の流入、定着が見られ子育て世代の人口構成の割合が高まり、出生率が高まっていることが要因になっている場合が多いと見られると指摘されています。

上富田町は、人口もふえかなり環境整備がされてきていると考えます。保育所にしても子育て支援等、保育所に入園できない子供たちも気軽に通えるそういう部屋も設けられているのは知っています。ただおこなっているといえればあれなんです、まだ取り組まれているのが子育て世代の医療費の助成制度です。

財源については、もともと社会保障に当てるといって消費税を導入したのですから、地方消費税の交付金を充てることも考えられないものかと思います。

先日、配布された冊子からですが、上富田町が掲げる子供は社会の宝でありかけがえのない存在として、上富田町に生まれ育つ全ての子供の人権が尊重され、幸せを感じ自己肯定感を持って育まれるまちづくりを目指すためにも、子育て世代が安心して子育てができるよう医療費助成制度の拡大を求め、子供の医療費助成制度の拡大についての質問を終わります。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

医療費と言うけれど、上富田町は医療費の前の施策というのは、ほかの市町村より進んであるのです。極端な例を言いましたら、小学校では歯を大事にせよということで、フッ素を使用した事業をしておりますし、成人とか高齢者の人に対しては、予防医学を重点にしてある。私は今後、医療費を無料化するよりここへお金を突っ込む必要があるということの認識をしていただきたいと思うのです。

もう一つは、上富田町は九鬼議員の話の聞いたら、医療費もあかんし、ある議員みたいに学校給食もないし、そういう環境の中で人口がふえやるのです。例えば隣のまちなんかは、全て高校生まですてあるし学校給食も。それでも人口が減っているという現象があるのです。

そういうことを我々は勉強して、今後子育てがしやすい環境にしますけれど、上富田町は残念なことに自然増がなくなってきたのです。平成26年度大まかな数字ですけれど、自然減5人ほど子供が少なかったということになっています。

今後できましたら、そういうものを分析して、若い人に極端に言ったら結婚の段階から考えていただいて、子供を多く生んでいただけるというようなことで、我々も頑張りますし議員も若い女性の人に言っていただけるように。私が言ったらセクハラになりますので、よろしくお願いします。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時58分

○議長（奥田 誠）

再開します。

ただいまから議会運営委員会の開会をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○議長（奥田 誠）

再開します。

ただいま議会運営委員会を開催していただきました。このことについて、委員長から私のほうから報告という形で、今回今の九鬼議員の質問内容、また町長の答弁については、私の議会の運営の流れも悪かったところもありまして、九鬼議員のほうの答弁の要らない質問というところが、議会運営委員会では一方、議員としては答弁の要らない質問はないという話もあり、質問する以上で言いつ放しの形の質問になるという話もございました。

そして、町長のほうからも、私が勝手にしゃべるといような発言もあって、町長が答弁されたりということも今後慎んでもらいたいということで、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

それでは、続きまして、子供の医療費助成制度の拡大についての質問を終了し、次に、マイナンバー制度の導入に当たっての質問を許可します。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

マイナンバー制度導入に当たって、今回情報流出とマイナンバー制度についてどのように考えているかについて質問します。

マイナンバー制度は、日本国民に1人残らず番号を割り振りあらゆる分野に拡大しようと考えていますが、そのマイナンバー制度がことし10月から住民に通知が届きます。この制度は、今は限定されていますが、今後その範囲を拡大し、預貯金を初め病歴、薬まで管理していく方向です。これは1人の人を丸ごと国が管理するもので、国民から不安と懸念が出ています。

そんな中で、年金の個人情報125万件も流出する事件が起き、それも和歌山県も含まれているとのことで、年金機構の管理だけでもいろいろな問題が噴出しています。

マイナンバー制度となればその人の全てが管理されます。システム管理に多額の予算を投資し個人を管理していくマイナンバー制度です。今回のような事件を受けて、住民の生活を守る立場からどのように受けとめられておられますか。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

5番、九鬼議員のご質問にお答えします。

今回の情報流出とマイナンバー制についてどのように考えるのかのご質問ですが、今回の情報流出につきましては、日本年金機構の発表によりますと、日本年金機構の加入者情報約125万件の年金情報が流出したと6月1日に公表されております。議員ご指摘のとおり和歌山県、沖縄県の両事務センターと東京の記録突合センターの計3施設の保有しております125万件の情報が流出、そのうち和歌山県につきましては約1万件の年金情報が流出したと報道されております。

これにつきましては、フリーメールのアドレスから送付されました標的型攻撃メールにより感染したパソコンから情報が流出した可能性が高いと報道されております。標的型攻撃メールとは、特定多数を対象にばらまかれます通常の迷惑メールとは異なり、対象の組織から重要な情報を盗むことを目的として、組織の担当者が業務に関するメールだと信じて開封してしまうように巧妙につくり込まれたコンピューターウイルス付きのメールで、ウイルス対策ソフトでは検出されない新種ウイルスの場合が多く、感染に気づきにくいものとなっております。

昨日、公表されました東京商工会議所の約1万2,000件の情報漏えいもこの標的型攻撃メールによるものと報道されております。

この標的型攻撃メールの防護対策としましては、誰もが本人確認なしに取得可能なフリーメールを利用して、添付ファイルにウイルスを仕込んで送信されることが最近増加しておりますので、フリーメールからのメールは特に注意が必要となります。不用意に添付ファイルを開いたりリンクをクリックすることのないように、職員には総務課長名で、不自然なメールが届いた場合は情報管理者へすぐ報告し相談するように周知しております。

また、ハード面では、なりすまし対策としまして、メールサーバーで発信元アドレスが不正なメールはブロックを行ったり、ウイルス対策ソフトの利用と更新プログラムの適用を行っております。

次に、マイナンバー制度についてですが、27年10月から地方公共団体システム機構により住民基本台帳のデータに基づき、各個人に12桁の番号が付された通知カード

が配布される予定となっております。この番号を通称マイナンバーと呼び、原則的に生涯変わることがございません。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとをひもづけして効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを利用して同一の者に関する個人情報を他の機関との間で、迅速かつ確実に情報連携することを目的としております。また、顔写真が付きましては、申請により任意に作成交付されることとなっております。

この個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、裏面にはマイナンバー個人番号が記載予定となっております。内蔵されますICチップにも税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されず、情報はカードから判明はできません。入る情報としましては、券面と同じく氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と公的個人認証の電子証明等に限られております。

本人確認証として広く民間施設でも使用することができますが、個人番号を書き写したりコピーをとることは禁止されております。引っ越しなどで通知カード、または番号カードの基本4情報の記載内容に変更があったときは、市町村に14日以内に届け出なければならないとなっております。

有効期限につきましては、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年とされております。

また、情報管理に当たっては、今まで各機関で管理しております個人情報は引き続き各機関で管理し、必要なときに必要な情報をやりとりする分散管理の仕組みが採用されております。このことから、議員がご心配されております各行政機関が保有しております個人情報を特定の機関が集約して閲覧できるような一元管理の方法とはなっておりません。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

今までは基礎年金番号を扱うのは、本人と年金機構だったので、民と官だったと思うのです。それでも今回のような流出事件が起きました。いろいろ今水口企画員よりお答えいただいたのですが、それでも流出、物すごく管理している中ででも流出している。だから流出してしまった情報はもう取り戻すことができません。

マイナンバー制度は、勤務先の事業所にも個人番号を伝えることになっているので、民と民との間の第三者が容易に番号を知ることになると思うのです。事業者が倒産した

ときに番号をちゃんと廃棄されればいいのですが、そういう保障が本当にあるのかというふうに思います。

マイナンバー制度は、先ほども話されましたが生涯変更することはない中で、個人情報のマスターキーになりますので、決して住民を守るものではないと私は考えるのですが、どうでしょうか。

それと、顔写真なのですが、20歳以下は5年とされている。ゼロ歳の赤ちゃんからマイナンバーが適用されるのですが、赤ちゃんからの5年間の写真というふうにそういうあたりで、本当に本人確認ができるのかということもあるのですが、その点どうでしょうか。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（奥田 誠）

再開します。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

2番の個人情報保護が重視されている現在、マイナンバー制度導入で個人の基本的な権利が守られると考えますかということで、マイナンバー法は2013年3月に成立しことし10月に全国民に12桁の番号通知、来年1月から利用開始の予定です。国が個人情報を活用できる範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野としていたのが、改定案では金融機関で新規開設する際にマイナンバーの記入を求め、特定健診情報や予防接種の履歴までもマイナンバーで一元的に把握できるようにするとしています。制度実施前から範囲を広げているのが実態です。

マイナンバーとは別の番号だと言いますが、それは連動していきます。内閣府の2月の世論調査でも、共通番号を知っていると答えたのはわずか28%です。ほとんどの国民が十分に理解しないまま施行されるとなると、さらに不安が拡大します。参議院内閣委員会の参考人質疑で、大量の個人情報の漏えいや不正使用、なりすましの危険が高まる一方で、個人情報が過度に官によって管理され乱用される危険性が大きいと指摘しています。また、情報を分散化して緩やかな情報管理をしていくべきだとも求めています。

既に共通番号制度を導入している韓国やアメリカでは、情報流出やなりすまし犯罪で多大な被害が出ていることは皆さんもご存じだと思います。韓国では、2014年1月に、1億人分を超えるクレジットカードや銀行口座に関する個人情報が盗まれていたことがわかりました。流出や販売、盗用などです。問題が多く制度自体を見直す動きが出ています。

生涯不変、一度流出したら悪用されるという不安は依然と残っています。そんなマイナンバー制度です。

そういうものがなぜ必要なのかというのは私も疑問に思うのですが、先ほどから国の政策だから町はそれに対して実行するしかないという形の答弁でしたので、それは私も国の政策に対して町がしないというようなことは言えないのはわかっています。でも実際に私たちはここに住む住民なのです。だから不安に思うこととか住民から聞いたことを一般質問でできないということは、私はおかしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○議長（奥田 誠）

再開します。

答弁願います。

○町長（小出隆道）

つきましては、九鬼議員は共産党の党籍を持った議員と把握しております。できたら県議会とか国会で答弁をいただけるように党にお願いしてください。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼裕見子君の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時30分

○議長（奥田 誠）

再開します。

午前に引き続き一般質問を続けます。

9番、沖田公子君。

沖田君の質問は、分割方式です。

まず、期日前投票の宣誓書についての質問を許可します。

○9番（沖田公子）

通告に従って質問させていただきます。

期日前投票の宣誓書についてでございます。

1番、昨年12月の衆議院選では当町の投票率は52.12%と低く、近年下がってきております。ちなみに今回4月に行われました県議会議員選挙では57.36%でございました。

長野県飯島町では、期日前投票の宣誓書を自宅で記入できるよう広報誌と一緒に各戸に配布する方式を導入しました。住民の方に自宅なら落ち着いて書けるので助かると喜ばれています。また、東京都江東区では、入場整理券の裏が期日前投票の宣誓書になっていて、持参すれば簡単に投票できます。

自宅で宣誓書を記入ができる事前記入方式を導入し、有権者と選挙管理委員の負担軽減を図ってはどうかとお伺いいたします。

2番目に、日本の未来を担いゆく若年世代の政治への関心を高めることが重要であります。今、国会では18歳以上に選挙権を認める法案が成立する見通しで、来年夏の参議院選から導入される予定であります。若者の政治参加や投票率の向上につながると期待されています。

選挙期間はもとより選挙期間外でも啓発活動に取り組む企画が必要ではないかと考えますが、当局の考え方をお聞かせください。

第1回目の質問を終了します。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

9番、沖田議員のご質問にお答えいたします。

1番目の期日前投票の宣誓書を前もって自宅で記入できるように配慮してはどうか

ついてですが、選挙は選挙期日に投票所において投票することを原則としております。当日選挙に行くことができない方は、選挙期日前であっても期日前投票制度により、宣誓書に選挙人が選挙期日に投票所に行くことができない理由等を記入していただき、投票当日と同じ流れで投票することが期日前投票所でできます。

宣誓書を前もって自宅で記入できるように配慮してはどうかのようですが、上富田町の場合、この宣誓書は期日前投票所において配布しその場で記入していただいておりますが、ご希望された場合お持ち帰りいただき、家で記入したものをご持参いただきますことも可能でございます。

期日前投票とは異なりますが、不在者投票の場合の宣誓書に関しましては、投票所に行くことができない方のための制度であるため、郵送による配布や選挙期日中の町ホームページにより様式をダウンロードしていただくことが可能です。

期日前投票用紙は、投票所に来ていただかなければならないため、郵送による配布まで考えておりませんが、選挙期日中のみホームページに様式をアップすることは可能かと考えております。

それからまた、宣誓書を町広報誌とともに世帯へ配布することということを言われましたが、広報誌が月の初めから月末初めについて配布しておるわけですが、投票日がうまく合えば配布が可能かと思いますが、それ以外で配布する場合は町内会長にもご迷惑をおかけしますので、難しいと考えております。

それから、投票用紙、入場券の裏への印刷ですが、これも現在のシステムでは改修費にお金がかかるため困難かと考えております。

2つ目の日本の未来を担いゆく若年世代への政治への関心を高めることが重要である。選挙期間外でも啓発活動に取り組む企画が必要ではないかについてでございます。

現在の町の選挙期間外での若年世代への啓発活動につきましては、成人式におきましてこういった毎年柄が違いますが、ことしは「だから選挙に行きたくなる」というようなパンフを配布しております。それに伴いまして、また中学生とか高校生への教材として、実際の選挙に使用する投票箱や記載台を貸し出すなどの啓発活動を行っております。

本国会におきましても選挙人の年齢制限が20歳から18歳への引き下げが決定されようとしております。新聞報道によりますと、全国で18歳、19歳の約240万人が新たに有権者になると言われております。法案が通りますと、予定でいけば来年7月の参議院選挙が最初の投票となるだろうと思いますが、そのときに今後におきましては、投票率アップのため若年層への新たな啓発を検討しようとする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

期日前投票の宣誓書についてでございますが、投票所の雰囲気というのがなかなか苦手だという若い方もお年寄りの方もおられます。そういう中であって、この長野県の飯島町でございますが、今回初めて4月の県会議員選挙に導入したそうです。その期日前に来られた3分の1の方が、事前に記入して持ってこられたとのことで、投票率もアップにつながったというふうに聞いております。広報誌と一緒に1枚入れまして、家族に何人か選挙権のある方は自分でコピーをして持ってくるということにしているそうです。

そういうふうに、有権者が気軽に投票できるように配慮と工夫をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

9番、沖田議員のご質問にお答えします。

当町といたしましては、広報誌等に1枚入れて配布するということは今のところ考えてございませんが、なるべく投票率アップのために啓発等努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

それでは、期日前投票の宣誓書についての質問を終了し、次に生活困難者対策についての質問を許可します。

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

次に、生活困難者対策について質問させていただきます。

生活困難者対策についてお伺いします。

仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人を生活保護に至る前の段階から支え、自立できるように積極的に後押しをする生活困窮者自立支援法に基づく制度が4月から始まりました。

さまざまな事情から生活に困窮している人がおられます。有効な支援を受けられなければ、いずれ生活保護制度を利用せざるを得なくなるおそれがあり、早目の対策が欠かせません。

一方、困窮者が孤立しみずから助けを求められないケースも珍しくありません。窓口

にたどり着けない人を早期に見つけるための対策も欠かせないと思います。

そこで、1点目は、必須事業として、1、自治体に総合相談窓口の設置を義務づけた上で相談者の自立に向けたプランを作成し、必要な就労支援や各種サービスにつなげる。2番目に、離職などにより住居を失った人、またはそのおそれのある人には、家賃相当の給付金を一定期間給付する。

任意事業では、1、就労準備支援事業とか、2、一時生活支援事業、3、家計相談支援事業、4、生活困窮世帯への子供への学習支援、その他、困窮者の自立支援の促進に必要な事業を行うことができるとあります。

我がまちでは、必須事業と任意事業の面から今後どのように対応されるのか、お伺いします。

2点目は、生活困窮者の対象者の方々は、役所に窓口を置いて待っているだけでは相談に来ない、あるいは来られない人々だと思います。どうやってこちらから手を差し伸べていくのが課題ですが、行政として対象者の把握は今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

よろしくお願ひいたします。9番、沖田公子議員のご質問にお答えいたします。

生活困難者対策について、必須事業と任意事業の今後の対応についてということで、必須事業と任意事業の今後の対応についての質問については、27年4月からスタートしています生活困難者支援制度のこととと思われますので、制度についてのご説明をさせていただきます。

昨年12月生活保護法の改正とあわせ、生活困窮者自立支援法が成立しました。生活困窮者自立支援法は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで制度のはざまに置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものでございます。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、生活困窮者の方々が一人でも多く早期の生活支援につながることを目的とし、多様な複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、さまざまな支援メニューを用意し新しいネットワークを構築することが大切と言われてございます。

現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年

収の低い世帯、生活困窮に至るリスクの高い層が増加してございます。こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立の助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第二のセーフティネットの充実強化を図ることが必要であることから、この制度が制定されてございます。

この生活困窮者自立支援法につきましては、市町村に設置されてございます福祉事務所が実施主体となるわけでございますけれども、上富田町におきましては福祉事務所がございません。以上のことから、振興局福祉社会保険部が実施主体になるということで、ご理解をお願いいたします。

それでは、必須事業についてでございますけれども、先ほどお話があったとおりでございます。自立相談支援事業と住居確保、給付金の支給事業。また任意事業につきましては、就労準備支援事業、一時生活支援事業が和歌山県で実施されることになってございます。

実施主体はあくまでも振興局ではございますが、今でも同様ですが、振興局と連携をとりながら、生活困窮者に対しまして自立支援事業などの生活の困り事や不安を抱えている相談に応じることで、個々の状況に応じた先ほどの支援プランを作成し、就労支援や住宅支援への事業につなげ、困窮状態からの脱却を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、2の対象者の把握をどのようになされようとしているのかについてでございます。

対象者の把握につきましては、生活困窮者の自立支援事業に基づく相談窓口の設置をしてございます。これにつきましては、毎月1回大谷総合センターのほうで就労支援の部分と同時に開設してございます。この部分につきましては、広報等でもお知らせをし、振興局の相談支援員が相談に応じ、生活の安定や就労に向けた支援に取り組んでいただくということになってございます。

ほかに先ほど窓口へ来られるのを待つだけじゃなしに、こちらから手を差し伸べてはどうかということにつきましては、基本的には本人からの申し出により対応していくということになってございますが、福祉部局に限らず関係機関及び振興局と緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者に対し自立支援事業につなげていきたいと考えてございます。

また、地域におきましては、ご存じのとおり日々民生委員の皆さんが、地域で活動中の中で特に気になる世帯等におきましては、地域部会等で取り上げてもらったり、また直接福祉窓口等へのつなぎということで対応もしていただいております。

そういうことで、今後また沖田議員にもそういう方、貧困者のことに関しまして気になる方等がございましたら、また福祉のほうの窓口へつないでいただければということで思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

9番、沖田君。

○9番（沖田公子）

今答弁していただいたのですけれども、この4月から自立支援法が成立したということで、いろいろと進めてくださっているという答弁ですので、この生活困窮者ということで、これは本当に自立の支援制度というのは、人々のきずなを強めて地域づくりの基盤になるものであると思います。困窮者の中でも適切な支援があれば前へ進むことができる人が多くいるわけです。今おっしゃられましたいろんな行政の情報とか関係機関との連携をしまして、そういうネットワークをつくっていただいて、生活困窮者の早期発見につなげていっていただきたいと思います。

一つの例ですけれども、秋田県の藤里町というのがありますけれども、これは人口3,600人の小さなまちでございますが、ここでは社会福祉協議会が住民を戸別訪問した結果、引きこもりの人が113人に上ることが判明したということで、そこから一般就労につなげる取り組みを推進したというふうに載っております。町村でも相談者が窓口へ来るのを待つだけでなく、訪問支援というのを推進していくことが大事であるというふうに載っております。

この制度が本当に生かされて困窮者に寄り添う支援体制がしっかりとでき上がっていくように、これからも頑張ってお手伝いしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

お答えいたします。

今ご指摘のとおり、今後におきましては今まで以上に他の関係機関と連絡をとりながら、こちらからもできる限りそういう部分で民生委員等を通じて、また当局を通じて、そういう方の生活困窮者の方にますます対応させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

9番、沖田公子君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、あす6月12日金曜日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

本日もご苦労さまでした。

延会 午後1時48分